

# 福祉サービス第三者評価結果

概要

## ①第三者評価機関名

株式会社 ブルーライン

2025年9月30日

## ②事業者情報

名称: アートチャイルドケア志木	種別: 保育所
代表者氏名: 仁尾 美弥子	定員(利用人数): 60 (58) 名
所在地: 〒353-0007 埼玉県志木市柏町1-6-71	Tel 048-485-0123

## ③総評

### ◇特に評価の高い点

#### (1) 【子供が主体的に活動できる環境】

子供が自主的・自発的に遊びが出来る様、手の届く所に様々な玩具を置き、やりたい事が出来る様にしています。アスレティック系の遊具を豊富に準備しており、戸外は勿論、室内にも大きなネットが張ってあり子供がはねたり転がったりする環境を作っています。散歩に出た際に交通ルールを学んだり、図書館を利用する事で本に興味を持ったりと云う事を体験しています。又、大人と接する社会体験の場にもなっています。異年齢クラスで過す時間が豊富に準備されており、友達関係や人間関係が育まれる様、援助しています。

#### (2) 【保護者支援】

昼礼や職員会議で全職員に園児の様子を伝える事で、担任以外でも園児に付いて保護者に声をかける事がでて安心して貰える。保護者が緊急に延長したい時には対応している。又、体温が多少高めでも元気であれば預かる対応をしている。面談は懇談会・定期面談以外でも希望があれば随時行い、家庭との連携を図っている。面談の記録は保管している。

#### (3) 【食事を楽しむ工夫】

栄養士により食育計画が策定されており、野菜の収穫や皮むき・クッキング等、多彩な企画が盛り込まれている。年齢に合わせ食材の形状や状態に配慮している。食器は瀬戸物を用い、年齢に応じ量は自分で盛り付けを行っており、嫌いな物でも1つは食べる事にしている。食育に関する取組に付いては、食育だよりで保護者に情報提供し、連携している。

### ◇特にコメントを要する点

#### (1) 【利用希望者に対する情報提供】

園のパンフレットがない為、公共施設等、多くの人が入手できる場所に紹介した資料は置いていません。園見学は随時行っており対応していますが、体験入所・一日利用等には対応していません。又、パンフレットがない為、見直しは行われません。

#### (2) 【中期計画】

目標・ビジョンを掲げた新中期計画として新理念・基本方針が策定されましたが、具体的に実行して行く内容が策定されていない為、中期計画としてのPDCAの展開には至っていません。依って、評価・見直しも行われていません。

#### (3) 【アレルギー疾患の子供への対応】

アレルギー疾患のある子供に対してはアレルギー対応マニュアルに従い対応しています。又、保護者には生活関連指導票の提出をお願いし医師の指示の下、子供の状況に応じた適切な対応を行っています。食事の提供の際には、食器の模様や机を変え、配膳も最初にする様にしています。職員はアレルギー疾患や慢性疾患等についての研修を受講しています。他の子供や保護者にアレルギー疾患である事は、個人情報に鑑み伝えています。

#### (4) 【保護者のご意見から(回収率65%)】

今回の保護者のアンケートから、賛同(はい)の率が58%以下と低かった質問5項目を挙げたいと思います。今後の皆さんのご検討の中から質の向上/改善に繋げて頂けると幸甚です。

①35% 園長や職員に対して不満や要望を気楽に言う事が出来ますか。 問7-エ

②52% 総合満足度は…。 問8

③52% 不満や要望には的確に応えてくれますか。 問7-オ

④52% トイレトレーニングについて家庭と協力しながら成長に合わせ柔軟に取組んでいますか。 問4-(2)-イ

⑤58% 年間の保育や行事には保護者の要望が活かされていますか。 問3-イ

## ④第三者評価結果に対する事業者のコメント

《今回の第三者評価を行うにあたり、保育園としても、会社としても様々な点を振り返る良い機会になったと思っています。特に保護者様からのご意見は、真摯に受け取り今後の保育、運営につなげていこうと思います。》

## ⑤各評価項目にかかる第三者評価結果

別紙

# 基 本 調 査 票

本調査票は、貴事業所の基本的な概要について記載していただくものです。

本調査票の記入日 :

2025 年 6 月

設置・運営主体	アートチャイルドケア株式会社		
設置主体			
経営主体	アートチャイルドケア株式会社		
事業所名 (施設名)	アートチャイルドケア志木	種別	保育所
所在地	〒353-0007 埼玉県志木市柏町1-6-71		
電話	048-485-0123		
FAX	048-485-0124		
Email	<a href="mailto:acc-shiki@the0123child.com">acc-shiki@the0123child.com</a>		
URL	<a href="http://www.the0123child.com">http://www.the0123child.com</a>		
施設長氏名	仁尾 美弥子		
調査対応担当者	仁尾 美弥子	(所属、職名 : アートチャイルドケア志木園長)	
利用定員	60 名	開設年	平成 24年 4月 1日

## 理念・基本方針

「保育理念」  
～「自分らしく」生きていくことのできる子どもを～  
子どもの全人格を尊重し、子どもたちが本来持っている「生きる力」を育み、何を学ぶかよりも、どう学ぶかを考えられる子どもを育てたい

「保育目標・方針」  
睡眠と生活リズムを整える事を目指して保育を展開していきます  
一人一人の個性と成長に応じた保育を展開していきます  
子どもの「失敗」を受け止める保育を展開していきます

開所/退所時間 (通所施設のみ)	7:00～20:00
---------------------	------------

【利用者の状況に関する事項】

	定 員	利用児童数	クラス数	1クラスあたり 平均児童数	1クラスあたり 平均保育士数
0歳児	6	6	1		2
1歳児	9	7	1		2
2歳児	11	11	1		2
3歳児	11	11	1		2
4歳児	11	11	]		]
5歳児	12	12			
計	60	58	5		

(注) 1クラスあたり平均児童数は2クラス以上ある場合に記載。非常勤保育士等については常勤換算で計算。異年齢児クラスはその区分ごとに記載。

【職員の状況に関する事項】

常勤職員数	12 人		
うち 保育士	10 人	保健師・看護師	1 人
栄養士・調理員	2 人	その他 ( 所長・主任・ )	1 人
非常勤職員数(契約・パート)	11 人	(常勤換算 4 人)	
うち 保育士	7 人	(常勤換算 3 人)	
保健師・看護師	1 人	(常勤換算 1 人)	
栄養士・調理員	0 人	(常勤換算 0 人)	
その他 ( 用務員・事務員 )	3 人	(常勤換算 0 人)	
(注) 常勤換算計算式 非常勤職員 : それぞれの週あたりの勤務延時間数の総数 ÷ 当該保育所の常勤職員が勤務すべき時間数。栄養士・調理員 : 調理業務を委託している場合には「委託」と記載。			
(2) 前年度採用・退職の状況	採用	常勤 : 2 人	非常勤 : 1 人
	退職	常勤 : 1 人	非常勤 : 1 人
(3) 常勤職員(うち保育士・保健師・看護師)の平均年齢	40 歳 ( 歳 )		
(4) 常勤職員(うち保育士・保健師・看護師)の平均在職年数	5 年 ( 年 )		
(注) 現在の保育所での在職年数。ただし、同一の運営主体(法人・自治体)内の児童福祉施設間の異動は通算可(公営の場合には保育主管課在職期間も通算可)。小数点以下第二位を四捨五入。			

【本来事業に併設して行っている事業】

事業名	実施の有無	利用料
乳児保育	○	
延長保育	○	15分200円
休日保育		
障害児保育	○	
一時保育		
地域子育て支援センター		
乳幼児健康支援一時預かり事業（病後児保育）		
アレルギー等対応給食	○	
その他（事業名： ）		

（注）実施事業には有無欄に○を付し、利用料を記載する。自主事業も含む。

【ボランティア等の受け入れに関する事項】

・令和 6 年度におけるボランティアの受け入れ数（延べ人数）

1 人

・ボランティアの業務

保育業務の補助、園児とのふれあい、清掃、製作等

【実習生の受け入れ】

・令和 6 年度における実習生の受け入れ数（実数）

社会福祉士 人

介護福祉士 人

その他 4 人（保育士養成校等）

【施設の状況に関する事項】

※耐火・耐震構造は新耐震設計基準（昭和56年）に基づいて記入。

(1) 建物面積 (保育所分)	294.40 m <sup>2</sup>	
	児童1人あたり	4.9 m <sup>2</sup> （計算式：建物延べ床面積合計÷定員）
(2) 園庭面積	181.00 m <sup>2</sup>	
	児童1人あたり	3 m <sup>2</sup> （計算式：園庭面積合計÷定員）
(3) 耐火・耐震構造	耐火 <input checked="" type="checkbox"/> 1. はい <input type="checkbox"/> 2. いいえ	
	耐震 <input checked="" type="checkbox"/> 1. はい <input type="checkbox"/> 2. いいえ	
(4) 建築(含大改築)年	平成 24 年	

### 【サービス利用者からの意見等の聴取について】

貴施設（事業所）において、提供しているサービスに対する利用者からの意見を聞くためにどのような取り組みをされていますか。具体的にご記入ください。

- ・4月の懇談会に於いて全体会では挙手による意見交換
- ・年2回の運営委員会の前に事前アンケートを取り、返答を含め、保護者の代表者より意見や要望を聞き、より良い運営の為率直な話し合いができるようにしている。
- ・個人面談を通じ、意見、要望、お子さまの様子や悩み等を聞いている。
- ・年に一度CSアンケートを配布、意見・満足度を聞く取り組みをしている。
- ・個々の悩み相談等は園長、主任が都度聞けるように雰囲気づくりをこころがけている。

### 【その他特記事項】

- ・毎年「N01宣言」という一年のスローガンを立て、全職員でひとつの目標に向けて取り組んでいる。2024年度は「ていねいな生活N0 1」とし、ひとり一人とじっくりと関わり、丁寧な保育を心がけた。
- ・自園の保育目標にあるように睡眠と生活リズムを整えることに力を入れている。入園式や保護者会で「早寝早起き」について伝えると共に入園児全員に毎年2週間の睡眠ログをつけていただき、それを元に眠育アドバイザーより、コメントを添えて返している。

### 【第三者評価の受審状況】

- ・受審回数(前回の受審時期)

3回 (令和 2 年度)

# 評価細目の第三者評価結果

## (アートチャイルドケア志木)

### 評価対象 I 福祉サービスの基本方針と組織

#### I-1 理念・基本方針

##### I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。

第三者評価結果	コメント	
I-1-(1)-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	b	理念、基本方針はホームページに記載されており、公開されている。パンフレットは準備されていない。法人の掲げる理念・目標を踏まえ、保育理念は、どの様な子供を育てたいか、人格を尊重した自分で考える教育をすすめる事を謳い、保育目標は眠育(睡眠と生活リズムを整える事)を基本に個性と成長に応じた保育、失敗を受け止める保育を展開する事を表明している。保育方針・目標は年度の事業計画に掲げ職員と確認すると共に、懇談会で保護者にも説明している。

#### I-2 経営状況の把握

##### I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。

I-2-(1)-① 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	a	法人で分析・検討された事業全体の動向等については、本社開催の会議に於いて経営方針・業績状況等として指示・伝達される。又、地域での特徴・変化等の情報に関しては、市主催の園長会議にて把握している。
I-2-(1)-② 経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めている。	a	経営課題等に付いては、本社の役員会議やマネージャー会議等で共有された内容を、毎月の園長会議等で報告を受け職員に伝達している。喫緊の志木園の経営課題としては、設備の老朽化があり補修計画を立て進めている。

#### I-3 事業計画の策定

##### I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。

I-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	b	目標・ビジョンを掲げた新中期計画として新理念・基本方針が策定されたが、具体的に実行して行く内容が策定されていない為、中期計画としてのPDCAの展開には至っていない。依って、評価・見直しも行われていない。
I-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	b	事業計画は策定されているが、中期計画の具体的な展開が確認出来ない為、繋がりが不明である。事業計画は行事計画ではなく実行可能な内容となってはいるが、具体的な展開に向けての数値目標や成果等の展開は行われていない。

##### I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。

I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	a	事業計画は前年度の反省を元に全職員で策定している。実施状況に付いては、月案・週案の展開の中でPDCAが確認されており、都度評価・見直しを行っている。
I-3-(2)-② 事業計画は、利用者等に周知され、理解を促している。	a	事業計画は年度初めの保護者懇談会で配信・説明し周知している。又、年間目標として事業計画を分かりやすく解説し、保護者等がより理解し易い様な工夫を行っている。

#### I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組

##### I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。

I-4-(1)-① 福祉サービスの質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	a	CSアンケートとして満足度調査が行なわれ、抽出された課題に付いては年度末に全体的な計画に織り込まれPDCAの展開がされている。年1回職員自己評価が行われ、評価結果は園としてのまとめがされ全体で分析・検討がされている。
I-4-(1)-② 評価結果にもとづき組織として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	a	自己評価からの改善課題も全体的な計画にフィードバックされ、職員全体での全体的な計画の見直し時に織り込まれる。又、月案・週案の策定の中でも評価・見直しが行われ、都度課題により全体的な計画に反映されている。

## 評価対象II 組織の運営管理

## II-1 管理者の責任とリーダーシップ

第三者評価結果	コメント	
II-1-(1) 管理者の責任が明確にされている。		
II-1-(1)-① 管理者は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	b	管理者は入園のしおりの最後に所信を表明し、方針と取組を明確にしている。又、職務分掌において自らと職員の役割と責任を明示し、職員会議等で周知している。有事の際等の園長不在時の権限委任についても、決められていない。
II-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取り組みを行っている。	a	「子供の人権を考える」や個人情報保護についての講習の受講が全員に義務付けられている。又、園長が受けた講習の内容からの法令の変更等に関わる情報については、職員に共有している。環境関連のアートが市から出された場合には遵守している。
II-1-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。		
II-1-(2)-① 福祉サービスの質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	a	CSアンケートとして満足度調査が行なわれ、抽出された課題について年度末に全体的な計画に織り込まれP DCAの展開がされている。全体的な計画の振り返りは職員全員の参加の下、行われる。職員は質の向上の一環として保育理念についての研修を受講している。
II-1-(2)-② 経営の改善や業務の実行性を高める取組に指導力を発揮している。	a	人事・労務・財務の実績は毎月の本部への報告内容として把握・分析されている。「日本一保育士が働きやすい委員会」が設置されており、職員が要望や意見を述べやすい環境を整えている。園の年間目標として「No. 1宣言」を決め、職員が一丸となって目指すスローガンとしている。

## II-2 福祉人材の確保・育成

II-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。		
II-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	a	必要な人材や人員体制に関する基本的な考え方、本社の採用戦略室で案画されており、正社員・臨時職員含め人員計画に基づき採用を進めている。又、キャリアパス制度の中でも求められる職員像を明示し、具体的な人材の確保が進められている。
II-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。	b	キャリアパス制度の中や法人HPの「人材育成・研修」の中に期待する職員像等を表明している。人事基準を定めた規定等は確認出来ない。職級毎に決められた課題に基づき方針管理が進められており、評価面談時に職員への期待やアドバイスを伝え、又、職員の意見や希望を聴取し将来の見通しが持てる様、面談が行われる。
II-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		
II-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取組んでいる。	a	職員の有休休暇消化率や時間外労働のデータを月次毎に報告しており把握している。職員の心身の健康については、随時園長面談を行っている他、「心と体の健康相談」を受けられる仕組があり、職員に周知している。福利厚生の一環として外部に委託し施設利用の割引等、職員の便宜を図っている。「日本一保育士が働きやすい委員会」を設ける等、ワーク・ライフ・バランスに配慮した取組を行っている。休暇も有給休暇意外に育児休暇・介護休暇・子の看護休暇・インクルーシブ休暇等が準備されており、取得を推奨している。
II-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
II-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	a	キャリアパス制度の中や法人HPの「人材育成・研修」の中に期待する職員像等を表明している。職級毎に決められた課題に基づき方針管理が進められている。年度当初・中間・期末に達成度の確認を行い、評価面談時に職員への期待やアドバイスを伝え、又、職員の意見や希望を聴取し将来の見通しが持てる様、面談が行われる。
II-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	a	キャリアパス制度の中や法人HPの「人材育成・研修」の中に期待する職員像等を表明している。募集要項にも必要とする専門資格を明示している。教育研修ユニットにて職種や経験に応じた研修プログラムが策定され、受講機会が作られている。研修内容やカリキュラムは研修ユニットと担当マネージャーにより毎年評価、見直しがされている。

	第三者評価結果	コメント	
II-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	a	職員の専門資格の取得状況やキャリアアップ研修の受講履歴については、本部で掌握している。新任職員に対する教育は、OJTシートに従い行われている。個人別教育研修や階層別研修・職種別研修等に付いては、本社で計画され、園内研修とされた物は職員全員が受けれる事になっている。エリアマネージャーがスーパーバイザーとして職員を支援する体制となっている。	19
II-2-(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。	a	始めの部分に教育・育成に関する基本姿勢を明示した実習生受入れマニュアルが策定されている。実習は主任が担当しオリエンテーション等の導入時研修を行っている。実習プログラムは、学校と協議し策定され、実習期間中も継続的な連携を維持し指導の工夫を行っている。	20

## II-3 運営の透明性の確保

II-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。			
II-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	b	ホームページには法人や園の内容に付いては開示されているが、事業計画や事業報告・予算・決算情報等は掲載されていない。苦情・相談の仕組や内容等は重要事項説明書や園内掲示により公表されている。地域に対してホームページや市の保育所案内等で園の説明や役割等を明示する内容を発信している。	21
II-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	a	事務・経理・取引等に関する業務は全て本社管轄として管理・処理されている。職務分掌は策定され職員に周知されている。本社のミドルマネージャー及び他園担当マネージャーによる内部監査が実施されている。法人として公認会計士の外部監査を受け、経営改善に結びつけている。	22

## II-4 地域との交流、地域貢献

II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。			
II-4-(1)-① 利用者と地域との交流を広げるための取組を行っている。	a	地域との関わりについての基本的な考え方、事業計画・報告に明示されている。地域の催し物等の案内やチラシ等を掲示板に掲載している。地域の祭りやハロウィンへの参加を奨励し、地域との交流を行っている。又、園庭や園内遊具の開放日を定期的に設けている。	23
II-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	a	ボランティア受入れにつき、受入れの基本姿勢を明示したマニュアルを整備しており、受入れの際にオリエンテーションを行って事前説明と併せ、研修も行っている。学校教育への協力として中学校の職業体験を受け入れている。	24
II-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。			
II-4-(2)-① 福祉施設・事業所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	a	地域の関係機関リストが作成されており職員に周知されている。特に市開催の園長会議や発達支援センターとは定期的に連絡会を行っている。発達支援センターに協力して貰い課題のある家庭のカウンセリング等を行っている。現在、対象児が在籍しているので、要保護児童対策地域協議会との連携を図っている。	25
II-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。			
II-4-(3)-① 福祉施設・事業所が有する機能を地域に還元している。	b	地域の民生委員を交えた運営会議を開催し、地域のニーズや情報の把握に努めている。会議では横断歩道の設置等、生活課題についても話し合われている。近隣の老人施設を訪問し交流を図っている。相談事業所との機能は確認出来ない。	26
II-4-(3)-② 地域の福祉ニーズに基づく公益的な事業・活動が行われている。	b	園庭や園施設の開放を定期的に行っており、訪問した保護者に対し、相談に応じたり眠育や専門的な情報提供を行っている。老人施設への訪問や小学校との連携を計画的に行っており、地域の活性化にも貢献している。福祉避難所等には指定されていない。	27

## 評価対象III 適切な福祉サービスの実施

## III-1 利用者本位の福祉サービス

	第三者評価結果	コメント	
III-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。			
III-1-(1)-① 利用者を尊重した福祉サービス提供について共通の理解をもつための取組を行っている。	a	標準的実施方法としての保育マニュアルの冒頭部分に子供の人権を尊重した保育の実施を明示し、職員が理解し実践する為の取組を行っている。就業規則に職員が守るべき行動を明示しており、相応しくない行動に対する懲罰規定も策定されている。子供達が互いを尊重し自分で考え自分で学ぶ力を身につける事が出来る様、取組んでいる。職員は人権セルフチェックリストや言動チェックリストにより定期的に状況の把握・評価等を行っている。新しい理念のプラスケアとして、色々なサポートを必要とする子供も含まれており、人権を尊重した保育の実践を保護者にも理解して貰っている。	28
III-1-(1)-② 利用者のプライバシー保護等の権利擁護に配慮した福祉サービス提供が行われている。	b	個人情報保護規程にプライバシーの定義がされており、両者を分けて規定されているが、マニュアルとしての効用はない。着がえの際は男子／女子をパーテーションで分けたり、面談の際は完全に隔離した状態にする様、配慮している。プライバシー保護に付いて、保護者に説明する機会は作られていない。	29
III-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意(自己決定)が適切に行われている。			
III-1-(2)-① 利用希望者に対して福祉サービス選択に必要な情報を積極的に提供している。	b	園のパンフレットがない為、公共施設等、多くの人が入手できる場所に紹介した資料は置いていない。園見学は随時行っており対応しているが、体験入所・一日利用等には対応していない。又、パンフレットがない為、見直しあは行われない。	30
III-1-(2)-② 福祉サービスの開始・変更にあたり利用者等にわかりやすく説明している。	a	サービス開始時に当たっては、重要事項説明書 兼 入園のしおりを用いて詳細に説明し、同意書を得ている。又、重要事項説明書等に変更があった場合は、コドモンにて保護者に連絡し同意を得る仕組となっている。意思決定が困難な子供には個別保育計画書を作成し対応している。	31
III-1-(2)-③ 福祉施設・事業所の変更や家庭への移行等にあたり福祉サービスの継続性に配慮した対応を行っている。	b	年長児の場合、進学小学校へ向け手順として保育児童要録を送付しているが、変更案件の場合には引継ぎ文書等は準備されていない。退園・転園後に利用者や家族等が相談出来る様、園長や担任が相談受付担当と云う事で伝えているが、文書としては配布していない。	32
III-1-(3) 利用者満足の向上に努めている。			
III-1-(3)-① 利用者満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	a	年1回本部としてCSアンケート(満足度調査)が行なわれ、抽出された課題について年度末に全体的な計画に織り込まれPDCAの展開がされている。又、定期面談や日々の面談・懇談会でも同様に満足度を把握する様にしている。又、保護者の代表を交えた運営会議に於いても改善の具体的な課題が話し合われる。	33
III-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。			
III-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	a	要望・苦情の解決体制に付いては、第三者委員の設置も含め整備されている。又、本社の相談窓口も合わせて紹介されている。重要事項説明書 兼 入園のしおりに詳細の説明がされており、所内掲示もされている。利用者が申し出し易い様にCSアンケートがされ、苦情・相談はコドモンでも受け付けられる仕組となっている。対応内容に付いては、必ずフィードバックされ記録の保管・公表もされている。ここから出た改善内容は標準的実施方法に展開される。	34
III-1-(4)-② 利用者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、利用者等に周知している。	a	重要事項説明書 兼 入園のしおりに詳細の説明がされており、所内掲示もされている。又、本社の相談窓口も合わせて紹介されている。相談や意見を述べ易い様にとの配慮として、面談の際は完全に隔離した状態にする様、配慮している。	35
III-1-(4)-③ 利用者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	a	相談や意見を述べ易い様、面談の際は完全に隔離した状態にする様、配慮している。CSアンケートがされ、苦情・相談はコドモンでも受け付けられる仕組となっている。職員は把握した相談や意見に付き、検討に時間がかかる場合はその旨を伝え迅速に対応している。ここから出た改善内容は標準的実施方法に展開されている。対応方法は定期的に見直される。	36

	第三者評価結果	コメント	
III-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。			
III-1-(5)-① 安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	a	リスクマネジメント委員及び委員会の設置がされ、危機管理マニュアルが策定されている。本社で事故・ヒヤリハット情報の一括管理がされ、要因分析・対応策等を検討し全園に情報共有されている。又、安全確保策の実施状況や実効性について、定期的に評価・見直しを行っている。職員は動画や「安全対策チェック及び緊急時対応」講座による危機管理の研修が義務付けられている。	37
III-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における利用者の安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	a	感染症対応マニュアルが策定され、感染症毎に対応フローチャートも作成されており職員に周知徹底されている。感染症に関する研修が年1回行われている。保護者へは重要事項説明書で感染症に関する対応に付き説明がされており、登園規制や医師の診断につき詳しく述べられている。実際に発生した場合はアプリ「コドモン」での情報共有を行っている。	38
III-1-(5)-③ 災害時における利用者の安全確保のための取組を組織的に行っている。	a	消防計画が策定され避難訓練の内容や地震が発生した場合のフローチャートに安否確認方法に付き規定されている。又、園独自にBCPを策定している。災害用備蓄は担当者を決め整備している。地域の住民と合同の防災訓練に参加している。	39
III-2 福祉サービスの質の確保			
III-2-(1) 提供するサービスの標準的な実施方法が確立している。			
III-2-(1)-① 提供するサービスについて標準的な実施方法が文書化され福祉サービスが提供されている。	a	標準的な実施方法として業務マニュアルが策定されており、利用者の尊重やプライバシーの保護・権利擁護に関わる姿勢等が明示されている。本社の教育研修部策定の「マニュアル改訂施設内研修」が実施され、職員会議で職員に周知徹底される。年1回職員全員でそれまでの改善活動を織り込んだ業務マニュアルの見直し・振り返りがされ、改定がされている。	40
III-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	a	年1回職員全員でそれまでの改善活動を織り込んだ業務マニュアルの見直し・振り返りがされ、改定がされている。職員や利用者等からの意見・提案やここから出た改善内容は業務マニュアルに反映されている。	41
III-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。			
III-2-(2)-① アセスメントにもとづく個別的な福祉サービス実施計画を適切に策定している。	a	決められた様式に従いアセスメントが行われ、その子の課題に付いて他部門(児童発達支援グループ等)の支援も受けカンファレンスが行われる。アセスメント票には保護者等の具体的ニーズが明示されており、個別保育計画に引き継がれ、個別保育計画の策定期階でも必要に応じてカンファレンスが行われる。内容のPDCAに付いては、週案・月案の展開の中でフォローされている。支援困難な子には個別保育計画の中で個別に対応している。全体的な計画に基づき指導計画が作成され、実践された内容に付き、年度末に振り返りが実施される。	42
III-2-(2)-② 定期的に福祉サービス実施計画の評価・見直しを行っている。	a	日誌・週案・月案が案画される中で、個別保育計画の見直しを行い昼礼や担任会議により保護者等の意向の確認も行われ職員に周知している。個別保育計画から出た改善内容は標準的実施方法に展開され質の向上が行われている。	43
III-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。			
III-2-(3)-① 利用者に関する福祉サービス実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	a	身体測定と健康診断の記録は決まったフォーマットに記録されている。記録する際には業務マニュアルに従い、書き方等に差異が生じない様に職員に周知徹底されている。情報の共有は主に昼礼で行われ、情報伝達の分別は、直接本人に話をするか回覧にて行われている。パソコンやタブレット・園携帯を使用して内部ネットワークの活用をしており、情報共有がされる。	44
III-2-(3)-② 利用者に関する記録の管理体制が確立している。	a	個人情報保護規程に従い記録の保管・保存・廃棄や情報提供がなされている。個人情報の不適正な利用事案に付いては就業規則に懲罰規程含め規定されている。職員には個人情報保護に関する研修が行われ、理解し遵守している。個人情報の扱いに付き利用者等に説明し押印を得ている。	45

## 評価対象IV 内容評価基準

## A-1保育内容

	第三者評価結果	コメント
A-1-(1)保育課程の編成		
A-1-(1)-① 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子供の心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて保育課程を編成している。	a	全体的な計画は、法令や指針・憲章・条約等を踏まえて策定されており、保育理念や方針・目標等に基づき策定されている。又、子供の発達過程や家庭の状況・保育時間等を考慮して策定されている。全体的な計画の評価・見直しに付いては、全職員が参画して年度末に行われている。
A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開		
A-1-(2)-① 生活にふさわしい場として、子供が心地良く過ごすことのできる環境を整備している。	a	居室に温度計・湿度計を設置し喚起・採光に注意し心地よい音量・時間で音楽を掛けている。寝具はレンタルで衛生管理されている。家具や遊具の角にはパッドを付け安全対策をしている。子供がくつろぐいだり落ち着ける場所が建物設計上、配慮されている。居室も心地良い生活空間として食事・午睡にも供されている。
A-1-(2)-② 一人一人の子供を受容し、子供の状態に応じた保育を行っている。	a	特に発達障害や要保護児童に対しては注意を払い、個人差を理解し尊重している。子供が話しかけてきた時はどんなときでも話を聞く様、配慮している。又、経験から動作や様子から何をしたいのか読み取っている。話す時は何時でもゆっくり穏やかに話す様にしている。
A-1-(2)-③ 子供が基本的な生活習慣を身に付けることができる環境の整備、援助を行っている。	a	生活に必要な基本的な習慣を身に付けられる様、強制する事なく主体性を尊重し、自分でやろうとする気持ちを受け止めて援助している。眠い時は寝かせる、活動したい時は見守る様に極力制約せずに援助している。大人と一緒にやる事で、生活習慣が身につく様、支援している。
A-1-(2)-④ 子供が主体的に活動できる環境を整備し、子供の生活と遊びを豊かにする保育を展開している。	a	子供が自主的・自発的に遊びが出来る様、手の届く所に様々な玩具を置き、やりたい事が出来る様にしている。アスレティック系の遊具を豊富に準備しており、戸外は勿論、室内にも大きなネットが張ってあり子供がはねたり転がったりする環境を作っている。散歩に出た際に交通ルールを学んだり、図書館を利用する事で本に興味を持ったりと云う事を体験している。又、大人と接する社会体験の場にもなっている。異年齢クラスで過す時間が豊富に準備されており、友達関係や人間関係が育まれる様、援助している。
A-1-(2)-⑤ 乳児保育(0歳児)において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a	0歳児クラスは担当制を用い一対一の関わりを大切にし、愛着関係を持てる様にしている。興味と関心が持てる様、手の届く所に様々な玩具を置き、やりたい事が出来る様にしている。発達過程に応じた玩具を漸次与える様にしている。特に0歳児は家庭との連携を密にしている。
A-1-(2)-⑥ 3歳未満児(1・2歳児)の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a	主体的に子供が遊びを選べる様、手の届く所に様々な玩具を置き、やりたい事が出来る様にしている。アスレティック系の遊具を豊富に準備しており、戸外は勿論、室内にも大きなネットが張ってあり子供が探索活動が出来る様、配慮している。イヤイヤ期にも当たるが子供の育ちを受け止め適切に関わっている。この頃は仲裁をしてあげないと仲直りが出来ないので、仲立ちをしている。
A-1-(2)-⑦ 3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a	3歳になると集団での遊びや制作に興味を示してくる。4歳児は中間で下の面倒を見たり上とは尊敬の念も抱きながらみんなでと云う意識が出てきて友人関係を育む時期である。5歳になると出来る事も増え完成度も高くなってくるので、達成感も味わえる様、支援している。子供達の育ちや活動に付いては、面談等で保護者へ、又、小学校には保育児童要録で伝えられる。
A-1-(2)-⑧ 障害のある子供が安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a	バリアフリーやエレベーターの設置・パーテーション等、障害に応じた環境整備に配慮している。障害児に配慮した個別保育計画を策定し保護者との連携を密にしている。医療機関や専門機関から保護者が得た情報を共有し、相談や助言を受けている。選択式研修で障害児に関する研修も受けている。障害児の情報を他の保護者に伝えるかは母親の意向により対応している。

	第三者評価結果	コメント	
A-1-(2)-⑨ 長時間にわたる保育のための環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a	午後のうたた寝やおやつの量に配慮し降園した後、家庭での生活に支障がないよう配慮している。特に乳児は畳の部屋で横になつたりしてゆったりと過す様配慮している。朝夕と日中の決められた時間は異年齢クラスとなり過している。食事は子供が自分で盛る量を加減している。保育士間の引継ぎ事項は必ず引き継ぎ帳を確認し適切に行っている。保護者とは連絡帳や登降園時の面談を通じ連携を図っている。	10
A-1-(2)-⑩ 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。	a	就学する予定の小学校へ1月から2月にかけて年長児が訪問し学校の案内をして貰っている。保護者も同様小学校での説明会に参加している。幼保小連絡協議会にて保育士/教員の意見交換等を行い連携を図っている。小学校へは保育所児童保育要録を必ず提出している。	11
A-1-(3) 健康管理			
A-1-(3)-① 子供の健康管理を適切に行っている。	a	保険マニュアルに基づき記録がなされ、個人別健康カードに既往症や予防接種履歴も含め記録している。又、保健計画も策定される。子供の体調悪化や怪我について、保護者に伝えると共に、緊急連絡網で職員に周知される。アセスメントデータ等から子供の健康状況を把握している。子供の健康に関する方針や取組は保健だよりで保護者に伝えられる。SIDSに関し、職員に対しては看護師による研修を行っており、又、保護者に対しても行政から配布された資料等を説明し情報提供している。	12
A-1-(3)-② 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。	a	健康診断・歯科健診の結果は健康記録に記録され、保健計画に反映され保育が行われている。年2回の内科健診・1回の歯科健診、毎月の身体測定の結果はコドモンで保護者に伝えられている。	13
A-1-(3)-③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子供について、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。	b	アレルギー疾患のある子供に対してはアレルギー対応マニュアルに従い対応している。又保護者には生活管理指導票の提出をお願いし、医師の指示の下、子供の状況に応じた適切な対応を行っている。食事の提供の際には、食器の模様や机を変え、配膳も最初にする様にしている。職員はアレルギー疾患や慢性疾患等についての研修を受講している。他の子供や保護者にアレルギー疾患である事は、個人情報に鑑み伝えていない。	14
A-1-(4) 食事			
A-1-(4)-① 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。	a	栄養士により食育計画が策定されており、野菜の収穫や皮むき・クッキング等、多彩な企画が盛り込まれている。年齢に合わせ食材の形状や状態に配慮している。食器は瀬戸物を用い、年齢に応じ量は自分で盛り付けを行っており、嫌いな物でも1つは食べる事にしている。食育に関する取組に付いては、食育だよりで保護者に情報提供し、連携している。	15
A-1-(4)-② 子供がおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。	a	各担任からの摂食状況を聞き、場合により食材の切り方や煮方等、調理の工夫をしている。残食・検食記録は本社に報告され献立に反映される。地域の行事食等を取り入れたメニューが本社で策定されている。調理員・栄養士等が、毎回食事の様子を観察している。衛生管理はマニュアルに従い励行されている。	16
A-2-(1) 家庭との緊密な連携			
A-2-(1)-① 子供の生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	a	連絡帳や連絡ノート・コドモンにより家庭との情報交換を行っている。保育参観や進級に向けての個人面談を行ったり、年に数回パパママ先生(保育士体験)の機会を持ち子供の成長を共有できる様、支援をしている。面談の内容は記録している。	17
A-2-(2) 保護者等の支援			
A-2-(2)-① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。	a	昼礼や職員会議で全職員に園児の様子を伝える事で、担任以外でも園児に付いて保護者に声をかける事ができて安心して貰える。保護者が緊急に延長したい時には対応している。又、体温が多少高めでも元気であれば預かる対応をしている。面談は懇談会・定期面談以外でも希望があれば隨時行い、家庭との連携を図っている。面談の記録は保管している。	18

	第三者評価結果	コメント	
A-2-(2)-② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子供の早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	a	午睡前の着がえ時等に身体の傷やアザや虐待の兆候を見逃さない様、配慮している。疑わしい場合は、市役所や本社との連携を取る様にしている。子供の持ち物の状態や汚れにも変化がないか確認している。虐待対応マニュアルを整備しマニュアルに基づく対応を行うと共に、職員は園内外の虐待研修に参加している。	19

## A-3 保育の質の向上

A-3-(1) 保育実践の振り返り(保育士等の自己評価)			
A-3-(1)-① 保育士等が主体的に保育実践の振り返り(自己評価)を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。	a	年度始めに企てた目標に向けてよりよい保育の向上を目指し、又、定期的に行われる自己評価より、互いの学び合いや意識の向上に繋げ、保育所全体の保育実践の自己評価を行い、毎月・半年・年度末で都度振り返りを行っている。	20

# 埼玉県福祉サービス第三者評価結果報告書

2025 年 10 月 11 日

埼玉県知事殿

〒 359-0041

住所 埼玉県所沢市中新井3-20-A-108

電話番号 04-2942-4410

評価機関名 株式会社 ブルーライン

認証番号 埼玉県 2007029

代表者氏名 田島 佐喜雄

下記のとおり評価を行ったので報告します。

## 記

評価調査者氏名・分野 ・評価調査者番号	評価調査者氏名		分野	評価調査者番号
	(1)	富沢 誠一	組織・福祉	SK2024051
	(2)	田島 佐喜雄	組織	2002410476
	(3)			
	(4)			
	(5)			
サービス種別	保育所			
事業所名称	アートチャイルドケア志木			
評価実施期間(契約日から報告書提出日)	2025年6月1日～2025年10月11日			
利用者調査実施時期	2025年7月24日～2025年8月12日			
訪問調査日	2025年9月9日			
評価合議日	2025年10月6日			
評価結果報告日	2025年10月8日			
評価結果の公表について事業所の同意の有無	<input type="radio"/> 同意あり <input type="radio"/> 同意なし			